

## 議案第 33 号

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 19 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年あきる野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成 29 年改正省令附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 29 年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ（3）（平成 29 年改正省令附則第 3 条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 19 号）附則第 3 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員

を含むものとする。

(あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年あきる野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。